

要綱第4第2号に基づき知事が確認した業界団体指針

再生資源の適正な活用に関する要綱第4第2号の規定により、事業者を構成員とする団体が定める再生資源の適正な活用に係る指針であって、再生資源の適正な活用が行われると知事が確認したものは、次のとおりです。

再生品等の種類	団体名	指針等名	知事の確認日
鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグ協会	愛知県内における鉄鋼スラグ製品の適正な活用に係る遵守事項	平成20年6月30日
アルミニウムドロス	日本アルミ鋳滓リサイクル協議会	アルミニウムドロス再生資源及び再生製品に関する管理指針	平成20年6月30日
木質チップ	東海木材資源リサイクル協会	木材資源再生利用指針	平成20年7月31日